

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

〔平成6年9月6日付け北海道知事あて
北海道個人情報保護審査会答申第1号〕

平成6年7月1日付け文書第2047号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

1 趣旨

この指針は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第36条の規定に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとし、その保有する個人情報について、適正な取扱いを確保するための自主的な措置を講ずることができるよう作成したものである。

2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) この指針は、個人情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

3 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集に当たっては、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう努める。
- (2) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内において、収集目的を明らかにし、その目的の達成に必要な範囲内で行う。
- (3) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行う。
- (4) 個人情報の収集に当たっては、原則として、本人がその収集目的を確認できるようにする。

4 個人情報の利用及び提供

- (1) 個人情報の利用又は提供は、原則として、収集目的の範囲内で行う。
- (2) 収集目的を超える個人情報の利用又は提供は、本人の同意がある場合又は本人の権利利益が侵害されるおそれのない場合に限る。

5 個人情報の適正な管理

- (1) 個人情報は、収集目的の範囲内で正確かつ最新なものに保つよう努める。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去する。
- (4) 個人情報を取り扱う事業を委託するときは、受託者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求める。

6 自己に関する個人情報の開示等

- (1) 本人から自己に関する個人情報について開示を求められたときは、原則として、これに応ずる。
- (2) 本人から自己に関する個人情報について訂正を求められたときは、必要な調査を行った上、原則として、これに応ずる。
- (3) 本人から自己に関する個人情報について利用又は提供することを拒まれたときは、原則として、利用又は提供をしない。

7 苦情相談等の処理

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人からの自己に関する個人情報の取扱いに関する苦情相談等があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努める。

8 実施責任

個人情報の取扱いについて決定権限を有する者は、この指針を遵守する責任を負う。